

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第25回)・  
ワーキンググループ(第32回)

1 日時 令和6年7月16日(火)17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、生貝構成員、石井構成員、奥村構成員、落合構成員、クロサカ構成員、  
後藤構成員、澁谷構成員、田中構成員、増田構成員、水谷構成員、安野構成員、山口構成員、  
山本(健)構成員、山本(龍)座長代理、脇浜構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ  
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団  
法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通  
信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケー  
ブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクト  
チェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興  
センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、  
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、八代情報流通適正化推進室企画官、  
内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室課長補佐

#### 4 議事

- (1) とりまとめ（案）について
- (2) 意見交換

【宍戸座長】 それでは、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第25回及びワーキンググループの第32回の合同会合を開催させていただきます。

本日もご多忙のところ当会合にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。

次に事務局より、Web会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましては、構成員および傍聴はWeb会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声および資料等のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は本体資料として資料25-1から参考資料25-1-3までの9点用意をしております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。なお、本日は、後藤構成員は会議途中からご出席予定、森構成員は会議途中でご退席予定、江間構成員、越前構成員、曾我部構成員はご欠席予定と伺っております。

続きまして、総務省で人事異動がございましたので、順に紹介をさせていただきます。まず、玉田大臣官房総括審議官。

【玉田大臣官房総括審議官】 この7月の人事異動で官房総務課総括審議官着任しました玉田でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

【高橋係長】 続きまして、下仲大臣官房審議官。

【下仲大臣官房審議官】 下仲です。私も今回、異動で着任させていただきました。どうぞよろしくようお願いいたします。

【高橋係長】 続きまして、入江情報流通適正化推進室長。

【入江情報流通適正化推進室長】 入江と申します。情報流通適正化推進室室長をこの度の人事で拝命しましたよろしく申し上げます。

【高橋係長】 続きまして、八代企画官。

【八代企画官】 企画官として情報流通適正化推進室に着任いたしました八代と申します。今後よろしくようお願いいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。以上で紹介を終わります。

最後に、本日の会議につきまして、報道関係者より、冒頭カメラ取りのご希望がございましたので、構成員の皆様におかれましては、差し支えない範囲でカメラをオンにしてくださいようお願いいたします。

(カメラ撮り)

ご協力いただきありがとうございます。これでカメラ取りを終了いたします。これ以降の撮影はご遠慮ください。事務局からは以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 それでは本日の議事について、まずご説明を申し上げます。まず議事の1といたしまして、前回の会合におきまして制度的な対応を除いた取りまとめの素案を事務局からご説明いただきました。その際、制度的な対応に関しましては別途本会合の座長代理であります山本龍彦先生に主査をお願いしているワーキンググループにおいて、中間取りまとめの案が出てくると伺っておりましたところ、この度その中間取りまとめの案をまとめられたと報告を受けてございます。

このワーキンググループ、中間取りまとめ案の内容は、この検討会、親会の取りまとめの第6章の制度的な対応の中身となります。取りまとめ案の一部を構成するものとなる予定でございます。そこで本日そのワーキンググループの中間取りまとめ案の内容につきまして、山本主査と事務局よりご説明をいただきたいと思っております。

続きまして第17回の会合におきまして、事務局より「令和5年度補正予算事業 インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証について」ご説明をいただきました。この度、その開発・実証事業の公募結果が報道発表されましたので、事務局よりこの場でもご説明をいただきます。

その次に前回会合におきまして構成員の皆様、そしてオブザーバーの皆様からご意見をいただき、それらのご意見を踏まえて事務局において、修文といたしました取りまとめ案につきまして、膨大大部なものでございますけれども、更新部分を中心に事務局よりご説明をいただきます。

その後、先ほど申し上げましたように制度的な対応を含めました取りまとめ案の全体につきまして、質疑応答・意見交換の時間を設けたいと思います。そしてさらに「各政府戦略等における偽・誤情報対策について」と「今後の進め方案」について、同じく事務局よりご説明をいただき、短い時間ではありますが、質疑応答の時間を設けております。

最後に議事の2、意見交換を実施いたします。なおこの意見交換ではあらかじめ事務局を

通じてお願いを差し上げておりますけれども、ご出席の構成員を1人あたり3分程度で時間を設けまして、ひとまずの本検討会の区切りにあたりましてご挨拶をいただきたいと思っております。ご準備の方よろしくお願いたします。

それではただいま申し上げましたように本日議事が盛りだくさんでございますので早速進行に入らせていただきたいと思っております。まずワーキンググループ中間取りまとめ案につきまして、山本龍彦主査と事務局よりご説明をいただき、続きまして、インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業の公募結果と取りまとめ案につきまして、25-1から25-3-3までということになりますけれどもご説明をお願いいたします。

まず山本先生、お願いたします。

【山本座長代理】 WGの主査を務めております慶応大学の山本でございます。前回この親会でWGの進捗についてご報告をさせていただいて、そこで継続的に検討すべき事項についてもご報告いたしました。その後、会合を重ねましてこのたび事務局に中間取りまとめをまとめていただきました。前回の進捗の報告でも強調いたしましたように、現在の情報空間の課題はプラットフォーム事業者の皆様様の自主規制になお期待しつつも、そうした自主的な取り組みのみでは、つまり自由放任的・レッセフェールの対応では十分対処しきれず、制度的な対応が必要であると、しかしその制度を具体的にどう構築するかについてはユーザーの表現の自由やプラットフォーム事業者の自主性・自律性との関係で慎重な検討が必要な事柄であるというように考えております。その意味で、WGの構成員の皆様には極めて難しい議論を集中的に行っていただいたと思っております。この場を借りて感謝申し上げます。今回いくつかのコンセンサスが形成され、それについては取りまとめ案の中に具体的に進めることが適当と言った表現で記載しております。他方、今申し上げたように具体的な制度設計につきましては情報空間への影響の大きさから慎重な検討が必要であるところ、コンセンサスが形成されていないものにつきましては無理に議論をまとめることはせず、今後の検討が必要としております。取りまとめ案中には今後更なる検討・議論が必要との記載ぶりにはしていただいているかと思っております。これらの論点につきましてはWG等の場で様々なステークホルダーの意見やそれから実態を踏まえまして、今後さらに詳細を詰めていく必要があるというように考えております。これより事務局に中間取りまとめ案の概要をご紹介いただきますけれども、一点違法ではないが有害な偽・誤情報、要するに権利侵害情報でも、法令違反情報でもない有害情報ということですが、これへの対応につきましてWGではそれらが客観的に違法とは必ずしも言えないものでありますことから、表現の自由やプラッ

トフォーム事業者の自主性に鑑みて基本的にはシステミックリスクの評価軽減の仕組みとも関連付けながらプラットフォーム事業者の自主的な取り組みを促していくという方向で大方のコンセンサスが得られたと考えております。特定の第三者によるモデレーションの要請などの制度化も考えられるところではございますが、これはあくまでも補完的で慎重な検討が必要ではないかという強い意見もあったということは申し添えておきたいと思っております。それでは中間取りまとめの概要につきまして事務局よりご紹介いただきます。

【上原補佐】 事務局よりご説明いたします。資料25-1をご覧ください。

ポイントのみ簡単に説明させていただきますが、まず第2章、「情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応の在り方」という部分でございます。14ページから、「対応を検討すべき『偽・誤情報』の範囲に関する基本的な考え方」についてまとめております。この点については少なくともこの14ページ下の方の枠内に記載の①・②の要件をいずれも満たす情報は、原則として何らかの対応、これには制度整備による対応に限らず、自主的な対応も含むものがございますけれども、そのような意味での何らかの対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に含まれるものと考えることが適当、とまとめております。

なお、特にこの②の考え方、つまり問題の情報の権利侵害性その他の違法性・有害性や社会的影響の重大性、誤りが含まれることの明白性といった諸要素の有無・軽重に照らし、比例性が認められる具体的な方策を検討すべきという点につきましては、15ページの中ほどにあります通り、具体的にいかなる情報について、いかなる具体的な方策との関係で、「客観的な有害性」あるいは「社会的影響の重大性」というものが認められ得るかについては、今後更なる検討が必要であり、特に制度整備による対応との関係では、表現の自由への過度の制約を避ける観点から明確に定められることが重要である、とまとめられております。

続いて16ページ、「偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための『コンテンツモデレーション』の類型」については、16ページから17ページまでの枠内に記載の通り、情報を削除して可視性をゼロにするというもの以外にも、より可視性への影響が低いものも含めまして、多様な類型が存在するというところで紹介をしております。

その上で18ページですけれども、「偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策」としては、この18ページの枠内に記載した①から④まで、あるいはその組み合わせによる対応というものを挙げております。このうちコンテンツモデレーションに関する透明性の確保策については、19ページの上の方の枠内に記載の(i)から(iv)までのような対応を中心に具体化を進めることが適当とまとめております。またコン

コンテンツモデレーションに関する対応の迅速化については、20ページの枠内に記載の(i)から(iv)までのような対応を中心に具体化を進めることが適当とまとめております。

具体化の方向性としては20ページ以降に記載しております通り、例えば行政法規に抵触する違法な偽・誤情報については、違法性の判断能力の観点から、所管行政機関からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションについて、迅速化を通じた実施の促進を図ることが基本的には適当であるが、前提として、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対し発信者や情報伝送プラットフォーム事業者を救済するため、21ページの枠内に記載の(ア)から(エ)までのような方策を合わせて検討することが不可欠、とまとめております。

一方、権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報については、先ほど山本主査からもご発言ありました通り、第3章で後述するような枠組みの活用を含め、情報伝送プラットフォーム事業者による取り組みを促す観点が重要、とまとめております。その上で、そうした取り組みの実効性を補完する観点から、特に収益化の停止、ラベルの付与といった情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーションを中心とした対応については、利用者の表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら、先ほどの20ページ、(i)から(iv)までのような対策も含めて具体的化を進めることが適当、とまとめております。

それから23ページにあるように、明白な違法性を有する偽・誤情報を繰り返し発信するものなど、特に悪質な発信者に対する情報の削除やアカウント停止・削除を確実に実施する方策について、段階的な実施を担保することも含め、具体化を進めることが適当というようにまとめております。

さらに24ページにありますように、例えば別の投稿を複製した投稿が高頻度で送信された場合等、送信された情報の内容そのものの真偽に着目するのではなく、情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーション実施のあり方についても、具体化を進めることが適当とまとめております。

続いて26ページ以降は第3章、「情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」となります。まず「情報伝送PF事業者による社会的影響の予測・軽減措置の実施」ということで、情報伝送プラットフォーム事業者は、自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含め、ビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて影響を軽減する

ための措置を検討・実施することが適当とまとめられております。特に本ワーキンググループにおける議論では、情報伝送プラットフォームサービスのレコメンデーションシステムや広告ターゲティング技術を通じた社会的影響の深刻化リスクが指摘されたところ、そうしたリスクも含めて、情報伝送プラットフォームサービスのアーキテクチャに起因する社会的影響を軽減するための方策として、情報伝送プラットフォーム事業者自身に影響予測と軽減措置の確実な実施を求める枠組みの具体化を進めることが適当とされております。

この際、情報伝送プラットフォームサービスの利用者および情報伝送プラットフォーム事業者自身の表現の自由への過度の制約を回避しつつ、影響予測に用いられる指標の客観性の確保を通じて情報伝送プラットフォーム事業者による恣意的な影響力を防ぎ、かつ情報伝送プラットフォーム事業者が実施する軽減措置の実効性を担保するために、27ページの枠内に記載しているような、民産学官のマルチステークホルダーによる実施指針の策定・公表、それに従った情報伝送プラットフォーム事業者による影響予測の実施と報告、そして民産学官のマルチステークホルダーによる検証・評価といった方策を中心に具体化を進めることが適当とされております。この場合の民産学官の役割分担については、政府による大枠の制度設計のもと、少なくとも表現の自由との関わりがある部分は、民産学のステークホルダーが主として協議・決定を行い、機能不全が生じた場合に補完的に政府が関与するという段階的・多層的な形を基本とすることが適当とまとめられております。

そしてこの制度設計に当たっては、偽・誤情報等が流通・拡散することによる社会的影響、例えば人の生命・身体・財産への影響であるとか、個人の自律的な意思決定を含む人格権その他の基本的人権への影響であるといったものを予測し、本検討会で検討されてきた「情報流通の健全性」に関する基本理念に照らして必要かつ十分な軽減措置の実施を確保するという目的に沿ったものとするのが重要である。特に、流通・拡散する偽・誤情報等の内容や態様、および技術・サービス等の外的要因を含むデジタル空間における情報流通を巡る状況は絶えず変化しており、今後も変化しうるので、そうした変化に応じ、予測すべき社会的影響や軽減措置の内容も継続的にアップデートが必要となることに留意が必要、と付言されております。

また28ページですけれども、マルチステークホルダーの検証・評価能力を確保するため、情報伝送プラットフォーム事業者からマルチステークホルダー、またはこれを構成する研究者・研究機関に対して、関連する情報やデータが確実に提供されることを制度的に担保する仕組みを検討することが適当とまとめられております。



それから、「特に災害発生時等における対応」について、災害発生時、感染症流行時、テロ発生時等、限られた時間の中で多くの人の中で適時に正確な情報の共有が求められる場面における情報収集・伝達手段としての情報伝送プラットフォームの存在感や公共的役割が高まっている中、情報伝送プラットフォーム事業者は偽・誤情報等の流通・拡散による社会的影響を抑制するとともに、公共的役割として人々にとって必要な正確な情報を迅速かつ適時・確実に伝送すべく、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することが適当である。そのために、先ほど説明した影響予測と軽減措置の確実な実施について制度整備を含む具体化を進めるにあたって、情報伝送プラットフォーム事業者が災害発生時等に備えて立案すべき計画の一部として、災害発生時等に自社のビジネスモデルがもたらす社会的影響を平時から予測し、例えばこの29ページの枠内にあるような有効な軽減措置をあらかじめ講じておくことが適当、とまとめられております。ただし、表現の自由に対する過度の制約を避ける観点から、この場合の「災害発生時等」に該当するための要件や始期・終期を誰がどのような手続きで決定するのかについては明確に定める必要があり、少なくとも始期・終期の要件、誰がどのような手続きで決定するのか等については、マルチステークホルダーによる平時からの協議で決定することが適当、とされております。

続いて30ページからは、第4章「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」となります。先ほど第3章で説明したような、情報伝送プラットフォーム事業者による影響予測および軽減措置の実施に関する指針の策定等、デジタル空間における情報流通に関わる特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定については、当該ステークホルダーが参加する場において透明性を伴う形で行われることにより民主的な正統性を確保することが適当、とされております。具体的には、政府による大枠の制度設計の下、当該影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステークホルダーが一次的に協議・決定を担い、機能不全が生じた場合に補完的に政府が関与するという段階的・多層的な形を基本として、この30ページの枠内に記載したような目的で連携・協力を行うことが適当とまとめられております。

そして31ページ、こうしたマルチステークホルダーによる協議・決定については、その実効性を担保するため、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化を進めることが適当とされております。その上で、こうした協議会のような枠組みに対しては、構成員に情報提供等の必要な協力を求めることができるものとするなど、一定の役割・権限等を持たせる一方、構成員等に制度上の守秘義務を課したり

することも含め、具体化を進めることが適当とまとめられております。

続いて32ページからは第5章、「広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」となります。まず34ページですけれども、「対応を検討すべきインターネット上に流通する『違法・不当な広告』の範囲」については、少なくともこの枠内 i、ii の各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められるものは何らかの対応を検討すべき、という基本的な考え方が示されております。

また、「デジタル広告の流通前の事前審査の在り方」については、事前審査の実効性を向上させるための方策として、審査の実態も踏まえつつ、35ページ上の方の枠内に記載した①から③までのようなものを中心に具体化を進めることが適当とまとめられております。このあたり、例えば広告主の本人確認の実施についていえば、確認すべき具体的な事項や確認方法について、今後更なる検討が必要であり、またこれら①から③までの方策以外にも具体化すべき方策があるか否かについても、今後更なる検討が必要と付言されております。

次に36ページ、「違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の実効性確保に向けた方策」については、このページの上の方の枠内に記載の①から③までのような方策、あるいはこれらの組み合わせによる対応を中心に、対象とする違法・不当な広告の特性・性質等に応じ、具体化を進めることが適当とまとめられております。

このうち、広告掲載停止措置に関する透明性の確保策については、36ページ下の方の枠内の(i)から(iv)までのような方策を中心に具体化を進めることが適当とされております。

また広告掲載停止措置に関する対応の迅速化については、37ページ上の方の枠内の(i)から(iv)までのような方策を中心に具体化を進めることが適当とされております。その際、濫用的な申出・要請から生じる情報伝送プラットフォーム事業者等の実務上の負担に配慮する観点から、対象とする広告の特性・性質に応じ、いかなる主体からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置の実施を促進すべきかについて、今後更なる検討が必要と付言されております。例えば行政法規に抵触する違法な広告については、所管行政機関からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置について、先ほど述べた(i)から(iv)までのような対応を中心に具体化を進めることが基本的には適当であるが、前提として、行政機関による恣意的な申出・申請を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対して広告主や情報伝送プラットフォーム事業者等を救済するために、この37ページから38ページにかけての枠内(ア)から(エ)までのような方策をあわせて検

討することが不可欠、とされております。

それから38ページ、「広告掲載停止措置の確実な実施について」は、少なくとも他人の権利を侵害する広告や行政法規に抵触する違法な広告の場合には、営利広告については他の表現に比して広範な制限に服しうるとの考え方があることも踏まえ、被侵害者や行政機関からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置について、その確実な実施を担保する方策を含め具体化を進めることが適当とまとめられております。

大きな論点の柱としては最後になりますが、第6章、40ページからは、「質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」となります。まず広告主および広告代理店による取り組みの促進方策ですけれども、広告主やその経営陣および広告代理店による主体的な取り組みを促進するための方策として、この41ページの枠内①から⑥までのようなものを中心に求められる取り組みを盛り込んだガイドライン、ガイドブック等を策定・公表するということが適当とまとめられております。また広告仲介プラットフォーム事業者による取り組みの促進方策としては、運用型広告の提供を通じてメディア運営者、パブリッシャーとの接点を持つことになる広告仲介プラットフォームにおいて、偽・誤情報等、違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツの発信・拡散主体への広告費流入抑止と質の高いメディアへの広告配信の確保に向けて対応することが適当とまとめられております。このような広告仲介プラットフォーム事業者による取り組みを促進するための方策について、広告配信先メディアの事前審査や事後的な広告配信停止措置の実態を踏まえつつ、42ページの枠内に記載のようなものを中心に具体化を進めることが適当とまとめられております。

ワーキンググループの中間とりまとめ案については以上となります。続いて加藤補佐、お願いいたします。

**【加藤補佐】** 先ほど冒頭に宍戸座長の方からお話がありました通り、17回にご説明させていただきました技術開発の公募の結果について簡単にご共有させていただきます。今から資料の方を投影させていただきますので、少々お待ちください。資料番号は25-2になります。

技術開発の実証の概要といたしまして、こちらは第17回会合にも簡単にご説明いたしました。今年度情報流通振興課といたしましては、偽・誤情報、特に生成AIを起因とするといった流通リスクに対応するためにR5年度の補正予算事業を使って技術の開発・実証の事業を実施しているところでございます。こちらの事業の概要といたしましては、こちらに

記載がございますように2つのテーマで今年度は技術開発を行っているところでございまして、1つはディープフェイク対策技術の開発・実証を1ポツに記載がございますように生成AIにより生成された画像や映像などの判別するための技術の開発・実証、そして2つ目のテーマといたしまして、発信者情報の実在性・信頼性確保の技術の導入促進ということで発信者が発信した情報に対して信頼性等を付与、確保する技術の開発・実証を行う、この2つのテーマ実施をしてきているところでございます。事業の進め方といたしましては、こちらの資料の下半分に記載がございますように、総務省から一次請負者である管理団体を通して二次請負者、実際に技術を開発する主体を公募にて募集を行いまして、こちらを採択するというような形になっております。今回はこちらの資料でいきますと、青色の技術開発主体というものを外部有識者の委員の評価を踏まえて採択した結果となります。

次に2ページ目でございますが、こちらは公募の時の報道発表の資料でございます。4月26日から5月20日にかけて公募を行っておりまして、今回7月2日、今月の頭に採択をした6件の事業の発表させていただいております。先ほど申し上げました4月26日から5月20日の期間の間で合計21件の提案がございまして、外部有識者で構成する評価委員会の評価結果を踏まえて、こちらの表の以下の6件の事業を採択しております。こちらのNo. 1、2が先ほど事業の概要でご説明させていただきましたディープフェイクの検知技術のテーマに沿った案件となっております、3、4、5、6が信頼性・真正性を保証するための技術の採択事業者となっております。今回この6件を事業採択いたしましたので情報流通振興課といたしましては、偽・誤情報に対する技術開発の事業の方を引き続き推進してまいりたいと思っております。簡単にはなりますけども、公募事業の採択結果、ご説明となりました。事務局からは以上となります。

【内藤補佐】 「とりまとめ案」につきまして、ご説明させていただきます。資料25-3-1がとりまとめ案、25-3-2がとりまとめ案の参考資料、そして25-3-3がとりまとめ案の概要資料案となります。とりまとめ案の参考資料につきましては、大部となりますので紹介は省略させていただきますが、とりまとめ案の6ページ目に参考資料の一覧がございます。また、とりまとめ案の概要資料案につきましては、概要資料があった方が良いのご意見がございましたので、とりまとめ案の概要をパワーポイント10枚程度で作成してございます。本日の事務局説明は、資料25-3-1、とりまとめ案に従ってご説明させていただきます。本とりまとめ案は、これまでの本検討会におけるご議論を踏まえて作成しておりますので、前回のとりまとめ素案からの主な更新点を中心にご説明させてい

たきます。

まず7ページ目、「はじめに」につきまして、16行目でございます。素案では基本理念が実現されている「状態」をデジタル空間における情報流通の健全性とするとしておりましたところ、趣旨の明確化の観点から、多様化するステークホルダーそれぞれに期待される役割・責務が遂行されることにより、基本理念が実現される状態をもって、デジタル空間における情報流通の健全性が確保された状態とし、その達成・維持を目的とするものであるとしております。

続きまして、1章(1)デジタル空間における情報流通を巡る表層上のリスク・問題①の38ページ目、15行目になります。偽・誤情報による社会的な影響の程度に関する客観的なエビデンスの不足、また指標の必要性について構成員から指摘がございましたところ、その旨を追記しております。

次に(2)構造的なリスク・問題①の冒頭、41ページ目、10行目になりますけれども、「いわば『誰にでも開かれた情報流通の場』としてのインターネットそのものの存立が脅かされつつある」としてございましたところ、こちら趣旨の明確化の観点から、「誰もが自律的に情報を発信し、情報を摂取できる場としてのインターネットの存立が脅かされつつある」としております。

次に42ページ目の脚注70になります。構成員から、「なぜ偽・誤情報に対して注意を尖らせているのか、アテンションエコノミーを警戒しているのかについての言及として、ホーゲンの話を脚注に入れても良いのでは」とのご意見がありましたところ、脚注の70を追記してございます。具体的には、Facebookの元従業員であるフランシス・ホーゲン氏による内部告発の概要について記載をしております。

さらに、構造的なリスク・問題の項目の最後のパラグラフ、49ページ目の33行目ですけれども、情報伝送プラットフォームサービスには、ネットワークへの参加者が多ければ多いほどそのネットワークの価値が高まり、更に参加者を呼び込むというネットワーク効果があり、その結果、サービスの寡占化が生じている旨を追記すべきというご意見がございましたので、その旨記載をさせていただいております。

続きまして第2章の3、ファクトチェック関連団体の対応状況の(1)いわゆる「ファクトチェック」の内容につきまして、107ページ目、19行目と脚注の153でございます。「いわゆる『ファクトチェック』については、統一的な定義がなく、多義的な内容となっている」という記載につきまして、構成員よりファクトチェックの意味・内容に関するご意見

がございましたので、その内容を脚注153に記載してございます。

続きまして、第2章の情報伝送に関わるステークホルダーの対応状況の(1)①において、150ページ目、2点ございます。まず10行目、情報伝送プラットフォーム事業者の対応状況、2ポツ目となりますけれども、情報伝送プラットフォーム事業者による対応に関する記載であることを明確化するために、「伝統メディア(新聞・放送)との連携」としてございます。さらにもう1点目、151ページ目の3行目となりますけれども、「事業者団体による行動規範の策定に関する議論が白紙となり中断されていること」という記載につきましては、経緯を補足する観点から、脚注190にワーキンググループでのSMAJによる発言内容等を追記してございます。

続きまして、第3章に移ります。1. 米国の(1)法制度に関する動向のうち、①情報伝送プラットフォーム事業者の取り組みへの規制に関する議論の箇所になります。187ページ目、構成員からのご意見を受けて、最新情報を2点アップデートしております。まず1点目が187ページ目、29行目の脚注241です。フロリダ州とテキサス州のコンテンツモデレーション規制法に関する差止訴訟について、7月1日に連邦最高裁で破棄差戻しの判断がされておりますので、その旨追記してございます。加えて188ページ目15行目、マーシー対ミズーリの訴訟に関する記載でございます。6月26日に連邦最高裁、米政府と情報伝送プラットフォーム事業者がやり取りした事実と投稿内容の制限との間の因果関係が証明されておらず、また、将来検閲が起きる危険性についても立証不足であり、原告には要請差止めを求める資格がないとして破棄差戻しの判断がされている旨、こちらも追記してございます。

続きまして228ページ目、6の国連の記載でございます。(2)情報インテグリティのための国連グローバル原則につきまして、構成員からのご意見を踏まえて追記してございます。6月24日、国連がグローバル原則を発表しております、その内容は、表現及び意見の自由に対する権利など、人権に強く根ざした、今後進むべき確かな道を示すものとされているほか、多様なステークホルダーに関する提案が含まれてございます。

続きまして、第5章2.各ステークホルダーに期待される役割・責務となります。256ページ目、7行目をご覧ください。①政府に期待される役割・責務につきまして、まず「違法・有害情報の流通・拡散に対し、法と証拠に基づき迅速かつ確実に対応すること」とされておりますところ、違法アップロードを例示として追記すべき旨、ご意見があったことから追記しております。こちら同様に例示をされている記載、すなわち地方公共団体や情報伝送プ

プラットフォーム事業者に期待される役割・責務についても同様に修正してございます。さらに同じページの最後のポツ、26行目になりますけれども、構成員からのご意見を踏まえ、「マルチステークホルダーによる連携・協力を推進するため、利用者団体・消費者団体、情報伝送プラットフォームサービスの利用者や消費者を含む市民団体に対して適切な支援を行うこと」としてございます。

次に261ページ目、(5)教育・普及啓発・研究機関等に期待される役割・責務につきまして、32行目となります。構成員からのご意見を踏まえて、「③図書館等のアーカイブ機関に期待される役割・責務」を追記しております、「信頼できる知識の蓄積・アクセス拠点として、他のステークホルダーが参照するための知識の蓄積を行うこと」としております。

続きまして、第6章に移ります。266ページ目、7行目になります。第6章の冒頭の箇所ですけれども、構成員から、そもそもの問題意識として現象の多くは技術革新によって引き起こされているものであり、技術で対抗すること、人間のリテラシーを高めること、それでもどうしようもないことに対して制度にしていくこと、それらを総合的に考えていることについて、記載が必要であるというご意見がありましたところ、「なお、『加速化する』リスク・問題のうち、生成AI等の新たな技術やサービスの進展・普及等の技術革新により生み出されるリスク・問題に対して技術で対抗するという観点や、人々の認知的特性に起因するリスク・問題に対して利用者の意識向上等を行うといった観点だけではなく、それらによる対応ではデジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題には十分に対応しきれないことから、制度として社会的なルールを整備するという観点も念頭に検討を実施した」と追記しております。

さらに267ページ、12行目になります。構成員から、今後の対策に当たって重要なのは、リスクが静的なものではなく動的なものであるという理解であり、リスク認識を洗い替えていく必要がある、リスクを見直しながら対策のアップデートをする必要があるという旨のご意見がございました。ご意見を踏まえて、「技術、サービス、事業環境、選挙や自然災害等の外的要因等デジタル空間における情報流通を巡る状況の変化に応じて適宜リスク・問題やそれに対する対策のアップデートを実施するという社会的な仕組み作りが重要である」と「修正しております」。

続きまして283ページ目、2. 総合的な対策の(1)②普及啓発・リテラシー向上に関する具体的な方策の冒頭ですけれども、7行目、構成員からのご意見を踏まえて、「全

国で横の繋がりがあある利用者団体・消費者団体を始めとして」と追記してございます。

次に289ページ目、(2)人材の確保・育成に関するところでございます。こちら24行目②(ア)ですけれども、取材はジャーナリズム活動の一環であるという旨、構成員から御指摘がございましたので、「取材を含むジャーナリズム活動に裏打ちされた情報発信や検証報道に当たる人材など、信頼性のある情報を適時に発信する人材」としてございます。その他、意味の明確化の観点から同パラグラフを修正してございます。

その次でございますけれども、294ページ目の10行目、(3)②社会全体へのファクトチェックの普及に関する具体的な方策につきまして、構成員からのご意見を踏まえ、冒頭の箇所、「また、ファクトチェックに係る技術の研究開発・実証による社会実装を推進する際には、政府による取り組みの公正性・透明性・アカウンタビリティを確保しつつ、ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体の独立性の確保に留意することが必要である」と追記をしてございます。さらに15行目、(ア)につきましては趣旨の明確化の観点から、「ファクトチェックの普及促進」としてございます。

続きまして296ページ目、(4)技術の研究開発・実証の①でございますけれども、25行目、構成員から、技術が大事であると同時にベースとなるデータも重要であるという御指摘があったことから、「また、技術の研究開発・実証においては、ベースとなるデータも重要であることから、技術の研究開発・実証のために重要な基礎データが収集・蓄積され、研究機関をはじめとして様々なステークホルダーがデータへアクセスすることが重要である」と追記をしてございます。

そして最後となりますけれども、309ページ目に、新しく「おわりに」を追記してございます。1つ目のパラグラフは改めて本とりまとめの概要を記載してございます。パラグラフの2つ目は、各ステークホルダーにおいて速やかに対応を進めていくことが適当としております。さらに、パラグラフ3つ目、4つ目は、第6章に記載されていることと同様の記載となりますけれども、1点だけ22行目、「また、その際には、」で始まる一文につきましては、構成員からのご意見を踏まえて追記をしてございます。具体的には、「デジタル空間における情報流通の健全性確保のための実態把握・効果検証が重要であることから、実態把握・効果検証のための人材を長期的に確保・育成するという観点も必要である」としてございます。さらに26行目、最後のパラグラフになりますけれども、構成員からの、メディア表現・情報コミュニケーションは本来楽しいものであり、人生を豊かにするものであるとの旨のご意見を踏まえまして、「メディア表現・情報コミュニケーションは人々の生活を楽し



く豊かにし、クリエイティビティを育むものであることを前提に、デジタル空間における情報流通の健全性を確保し、人々がデジタル空間における情報流通の正の影響を享受できるよう、総務省を始めとする各ステークホルダーが期待される役割・責務を果たすよう努めていくことが適当である」としております。

なお、ページ戻りますが、308ページ目の(7)制度的な対応等につきましては、ワーキンググループ中間とりまとめ(案)が最後の310ページ目以降に別紙として添付されるような形としております。事務局からの発表は以上となります。

**【宍戸座長】** 山本座長代理を始め、事務局の皆様、手際よくご説明をいただきありがとうございました。なお、ただいまご説明いただきました検討会の取りまとめ案の前のバージョン、前回会合の資料24-1の素案につきましては、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構様からご意見をいただいております。こちらは参考資料25-1-3取りまとめ素案に対するオブザーバーからの意見ということで配付をさせていただいております。こちらの意見につきましては、先ほど事務局のご説明にもありましたように資料25-3-1の151ページのあたりで、このご意見に対応する記載を修正するというのをさせていただきましたが、追加でご意見等ございましたら、事務局宛までご共有いただければと思います。

それではただいまのご説明にご質問ご意見のある構成員、オブザーバーの方はチャット欄で私に発言希望をお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。後ほど先ほど申しあげましたように検討会全体を振り返っての総括的なコメント・ご意見というのはまた別途いただく予定でございますけれども、今ある取りまとめ案、ワーキンググループの取りまとめ、それから実証事業のご報告等についてご意見・ご質問があれば承りたいと思います。

まず奥村構成員、お願いいたします。

**【奥村構成員】** 発言の機会をいただきありがとうございます。よろしく申し上げます。2点ございます。まず技術開発・実証事業についてですが、情報公開が不完全とか不透明だと思っておりますので、その点指摘させていただきたいと思います。こちらは実証実験のためにファクトチェック機関など相応の実力のある組織とコラボすることが求められていたと理解しております。私が所属しているファクトチェックイニシアチブにも打診がありましたけれども、本来複数の申請者から打診があるのが自然なところ、打診は1社だけでした。日本に3つある国際ファクトチェックネットワークの主となる団体のうち2社が辞退

したことがわかっています。FIJ(ファクトチェック・イニシアチブ)は無償でお引き受けすることにいたしました。そのような2社にも見事に技術開発主体のそれぞれ1社からしか打診が来ていないという、とても不自然な状況で申請が進んでいたということがわかっています。それでファクトチェックが浸透していないという報告書の中にも出てきたわけです。そうすると、実証実験に足る団体とされる団体はいかなる基準でいかなる選考過程で決まったのでしょうか。外部有識者というのはどなたなののでしょうか。どこを調べても少なくとも私は発見できませんでした。総務省の採択者のホームページにも技術開発主体しか明らかになっておらず、実証実験のパートナーは明らかにされていません。ある記者から私のところにも問い合わせが来ましたので知らないと答えるしかなかったのですが、その記者の方が取りまとめをしているコンサルティング会社に問い合わせたところ、総務省の許しがないので公開できないと回答があったと聞いております。6月末にグローバルファクトという会合に行ってみりました。ファクトチェッカーの資金提供についてはとても大きな議論になっています。ファクトチェック機関はお金がないからです。ただファクトチェックの社会的な機能を維持するためには政府の支援を受けることもやむを得ないという意見もありますけれども、ファクトチェッカーを取りまとめる非営利団体が取りまとめるとか、大学が窓口になるとか、政府の影響をいかに排除して、公平性を保ち、透明化するかということについては非常に気を遣っているというのが世界の常識だと言っていると思います。このプロジェクトでも相応のお金が動くわけです。ファクトチェックコミュニティのどのアクターがどのような形でどのようにコミットしているのかという情報公開は、今後のファクトチェック団体全体の社会的な信頼のために非常に重要なこととなります。総務省におかれましては、詳細な情報公開をしていただきたいと強くお願いを申し上げます。

それから取りまとめ案の293ページの一番下、33行目ぐらいからファクトチェック団体に対する支援については、日本では支援する団体として政府機関が約45%を占めてというようになっております。こちらはみずほリサーチアンドテクノロジーさんがご発表になったような内容ですけれども、この文脈ですと、こういう支援が望ましいとも読めるわけです。そうすると、その文脈でこういう形でこの記述はいかなるものかということについて私はとても違和感を持ちましたので、注釈をつけるとか、またもしくはこういう調査結果というのは別の文脈でご紹介いただくとか、そのようなことにならないでしょうか。そうでなければ日本ではファクトチェックに対する理解が進んでいないと言いつつも、世論調査とかアンケートを取ってみると政府機関が非常に強い期待感が示されたという非常に

矛盾した内容をこの委員会が何となく認めたというようなことになりはしないかという心配がございました。以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。実証事業の透明性等に関わる話でございますが、事務局は何か今の段階でご回答ございますか。

【加藤補佐】 ご指摘ありがとうございます。奥村構成員がおっしゃる通り、透明性・公正性の確保というのは取りまとめの中にも記載をさせていただいて、重要であると我々も認識をしているところでございます。今回報道発表の資料につきましては主体と事業者名という形での公開になっておりますけれども、少なくとも今年度、こちらで採択をした事業者の技術開発の内容につきましては、年度末に報告書をという形で受領をいたしました後に、どのような技術を開発したか、どのような実証を行ったかといったものをまとめたものを公表する予定としております。また加えて、今回の公募があった21件がどのような形のものが公募されたか、より詳細な情報ですとか、また外部有識者の先生委員の方々の情報も含めて、今後、今回の検討会でのご指摘も踏まえて、より公正性・透明性を確保していくということを念頭に置いて、そういった情報の公開に関しまして検討を進めているところでございます。ご指摘の箇所はおっしゃる通りでございます。総務省としてもしっかりと技術開発においても、透明性・公正性を確保して今後も引き続き事業を実施してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。奥村構成員のご指摘の点は、まず1点目につきましては当然、公金で行っているものでございますので、それが表現の自由に係る係らないに関わらず、この種の国プロジェクトといたしますか、実証事業については当然説明責任、透明性が強く求められるものでございます。ましてここで奥村先生ご指摘のようにファクトチェックの推進について、いわば公金の使われ方に疑義が差し挟まれると、引いてはファクトチェックの推進という目的自体を損なうことにもなりますので、この点についてはこの検討会あるいは今後の検討の体制の中でも十分にご説明あるいは情報開示がなされ、またそれに対して様々なプレーヤーの方からご指摘や、こうしたらいいよとか、こういった問題ではないかとご指摘いただくことによって、294ページに書いてあるような公正性・透明性・アカウントビリティの確保された形での様々なプレーヤーによる支援のあり方と、政府による支援が認められるべきかどうかを含めてご議論が進んでいくということに配慮したいと思います。この観点で293ページにご指摘をいただいた注の33からの記述については、ご懸念は承りましたので私の方で引き取らせていただきたいと思います。奥村構成員、

よろしいでしょうか。

**【奥村構成員】** ありがとうございます。ギリギリで申し上げて申し訳ありません。

**【宍戸座長】** とんでもないです。貴重なご指摘でございます。他に構成員の皆様のご意見等、ございますでしょうか。

そういたしますと、ワーキンググループの中間取りまとめ案を含む、この取りまとめ案の全体について本日ご報告をいただき、ただいまご注意いただいた点を除きまして、この検討会においてご了承をひとまずいただいたものとして扱わせていただきたいと、座長としてご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】** 309ページの26行目、メディアにおけるコミュニケーション、メディアを通じたコミュニケーションというのは楽しいものであるという前提でというお話があったと思います。細かいことですが、メディア表現・情報コミュニケーションが人々の生活を楽しく豊かにし、クリエイティビティを育むものであることを前提にとありまして、全くそうなのですが、これについてのご意見が構成員からあったときに、私が表現の話をしまして、脚注に入れていただいた。それは大変ありがたかったのですが、結局のところ何を申し上げたかったかという、楽しく豊かにし、クリエイティビティを育むものであることを前提にですが、アテンションエコノミーのせいでそうでなくなってしまっていると、そうでなくなりつつあるということがあると思います。従いまして、育むものであるというよりも、育むべきものであるとしていただいた方がいいのではないかというように思っております。

2点目は別に修正とかそういうことではないのですが、全体として268ページにアテンションエコノミーとプロファイリングとそれによる操作の問題点のようなことが書かれていました。石井先生のご意見として表現されていますけれども、私としてはこれが非常に重要な問題だと考えておりますので、この点についてはまたこの検討会を通じて、まずは自分の頭を整理して勉強させていただいて、思いついたことをしっかり整理してお話していこうと思っております。以上です。ありがとうございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。森先生、途中でご退室と伺っておりますけれども、総括的なコメントをいただいたかと思えます。1点目の点なのですが、私も実はここ見て、「べき」というなものが頭に浮かびはしたのですが、逆に政府の検討会のペーパーで本来メディアの表現・情報コミュニケーションはこうあるべきというのは少し強いか

などというところもありまして、先ほど言いかけてはくれましたけれども、本来こういうものであるという書きぶりでも、森先生、ご趣旨伝わりますか。

【森構成員】　そうですね。確かに逆に政府からこうあるべきというのは、確かに言われてみればよくないのかもしれないかもしれません。期待されているところとか、言い様はあるかなと思うのですけれども、もし難しければ結構です。

【宍戸座長】　ありがとうございます。この点も引き取らせていただき、また少し事務局と相談をし、森先生にもご相談させていただきたいと思います。ただ、全体として文意が変わるというよりは、この309ページで元々書いてきたこと、また報告書の全体を変えるものではないということで、私の方で1回これも引き取らせてさせていただきたいと思います。

さらに現段階で何かご発言等ございますでしょうか。それでは先ほども申し上げましたが奥村構成員、森構成員からご指摘いただいた点は私の方で引き取らせていただき、それも含み込んだ上で確定の作業に入りたいと思います。その上でこの点については繰り返になりますが、私にご一任をいただいた上で、修文後の案についてこの親会のペーパー25-3-1、それと一体を成すものが組み込まれたものとして資料25-1の中間取りまとめの両方を広く意見募集にかけて、世の中の皆様のご意見を伺いたいと思います。そしてまた、それによって様々なご意見が出てくるものと思いますので、この最終的な取りまとめの内容を確定していきたいと思います。事務局においては修文後の案について意見募集の手続きを進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、各政府戦略等における偽・誤情報対策について事務局よりご説明をお願いいたします。

【内藤補佐】　事務局よりご説明させていただきます。資料25-4をご覧ください。本年にまとめられた各政府戦略等における偽・誤情報対策に関する記載、特に本検討会のとりまとめ（案）の内容と関連するものを中心に簡単にご紹介させていただきます。

まず1ページ目をおめぐりください。いわゆる「骨太の方針」におきまして、偽・誤情報への対応を行うことが記載をされております。またとりまとめ（案）の総合的な対策と関連するような記載につきまして、2つ目から4つ目、新資本主義実行計画やデジタル重点計画、統合イノベーション戦略にそれぞれ総合的な対策を進めることとして記載されてございます。

さらに2ページ目以降になりますけれども、こちらは個別の論点となります。令和6年能登半島地震に関連して、被災者の生活となりわい支援パッケージ、防災基本計画、そして新

型インフルエンザ等感染症危機に関連した行動計画、さらになりすまし型の偽広告に関連して、国民を詐欺から守るための総合対策、それぞれに偽・誤情報への対応が記載されています。

また3ページ目、こちらも個別論点の続きとなりますけれども、サイバーセキュリティ2024や、消費者教育の推進関係で消費者基本計画工程表にも偽・誤情報対策に関する記載がございます。ご紹介は以上となります。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見のある方はチャット欄で発言希望の旨を私にお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。この検討会には、政府の各部門の方々にもオブザーバーとしてご参画をいただいておりますけれども、このようにこの検討会の議論と並行いたしまして偽・誤情報対策について各種の政策においてこれだけ言及されるようになったというのが現状でございます。それだけこの検討会の議論に期待される場所も大きいかというように思っております。

落合構成員、お願いいたします。

**【落合構成員】** ありがとうございます。私の方で簡単にですが、こういった形で取りまとめが、様々な政府文書に書かれている点は素晴らしいと思います。今回検討してきて、やはり総合的な対策が重要だということになってきていると思いますので、ぜひこういった閣議決定などを通して、総務省だけに限らず、政府の関係各部署や、民間事業者とも連携して取り組みを進めていただくことを強くお願いしたいと思えました。以上です。

**【宍戸座長】** 落合構成員、貴重なご指摘ありがとうございます。森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】** ありがとうございます。様々なところで対策をしていただいているが大変結構だと思いましたが、特に国民を詐欺から守るための対策について申し上げたいと思います。こちらの健全性検討会の検討で明らかになった通り、違法有害情報に大きく2種類、違法なものとうそでないものがありまして、色々なものに権利侵害情報とうそでないものがあるわけですが、今のところ詐欺広告は違法でない情報に分類されていると思います。当然のことながらこの分類によって対応が変わってきますので、詐欺広告についてしっかりした対応するというのであれば、それは所管官庁において詐欺の広告をまずは法制度によって違法化するというところが出発点ではないかと思っておりますので、その点についてご検討をお願いできればと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。他にご質問・ご意見等いかがでしょうか。森構成員にご指摘いただいた点は私も共感するところがございますので、本来広告に対する規制も表現活動に対する規制の一種でございますので、営利広告が表現の自由としてどの程度保障されるかということについては我々憲法の研究者の分野でも様々な議論ございますけれども、このような対策をしていく、しかも実体的な弊害ないしその恐れがデジタル空間において発生しているというところで、明確な法的なルールが定められるということは、逆に正当な営利広告の自由を守るという意味でも非常に重要なところでございます。この種の問題は、いわば各省庁の縦割りの行政の中でいろいろ落ちてきた論点であろうかと思えますけれども、森構成員のご指摘は非常に重要な点だと私自身も思いますので、この検討会でさらに引き続き議論して発信をしていくなり、また政府全体においてご検討いただくなりしていただければと思っております。

他に何かこの各政府戦略等における偽・誤情報対策に関連して、ご発言等ございますでしょうか。森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。宍戸先生のおっしゃっていただいた通りで、それに触発されてというか、同じようなことを言うわけですがけれども、やはり昔から手を変え品を変えて、違法情報ではないのですけれども、非常に社会に大きな問題を与える情報というのが出てきていまして、それがデジタル空間において受ける表現の自由との関係でどのような対策をしていくかということはその都度問題になっていたわけです。やはりことここにいたっては、こちらでデジタル空間の表現の自由と社会的問題の相克を何かしら調和点を見つけなければいけないという総論的な問題を扱っているところと、今回の詐欺広告のようにいつも緊急対応が求められる問題が発生したときに、どのようにしていくのかということについて所管するところと、この健全性検討会なり、他でも構わないのですけれども、デジタル環境における表現の自由と問題情報、偽・誤情報の関係を扱うところが連絡が取れる、例えば提案ができるとかそういうものが一般的にあった方がいいのではないかというように感じておりますので、そういうこともまたご検討いただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 これはデジタル政策全体にかかるようなお話でもあります。ありがとうございました。それではご発言のご希望はないようですので、議事1につきましては、以上とさせていただきます。

アジェンダの2番目、意見交換でございます。ここからはご出席の構成員の皆様から申し訳ございませんが、1人3分でご挨拶をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いをい

たします。あいうえお順でご指名をさせていただきますが、なお、今回の会合をご欠席の構成員からもご発言に関わる資料をご提出いただいております。資料25-1-1として配布しておりますので、そちらもご確認いただきたいと思います。

まずは生貝構成員、お願いいたします。

**【生貝構成員】** こうした大変重要な議論に参加させていただきましたこと誠にありがとうございます。私から簡単に2点だけ申し上げさせていただきたいというように思います。まず私は制度的対応についてのワーキンググループの方も参加させていただきました。今回山本主査、事務局から結果をご説明いただいたところでございますけれども、この中で私自身重要だというように思っているのは、やはり違法な情報に対する迅速かつ過不足のないコンテンツモデレーションをしっかりとさせていただく、このことの重要性はもとよりでありながら、そして、しかしこれは枠組み全体を貫く非常に重要なところというのは、プラットフォーム様から提供される、公開される情報といった確固たるファクトというものにに基づきながら、3章と4章のところで記述をいただいている社会的影響の評価と軽減そのことというものを、やはり世の中で望ましい情報環境というのが果たしてどのようなものなのかということ非常に様々なステークホルダーが継続的に議論して、そのことを実際にプラットフォーム様の仕組みというものに反映させていただく、その枠組みとしての性質というのが非常に重要なところかというように思っています。その中で政府の側、その枠組みを作っていく側、そして運用していく側にかかるコストというのも、これはやはりその一つ先例たるというのでデジタルサービス法を見ても大きいところですし、また事業者様の対応のコストというのも、ある程度のものにはなってくるのだと思います。それに加えて、特にこの議論の中でも繰り返し出てまいりましたけれども、市民社会あるいは消費者私達1人1人というようにいったような人たち、どうしてもリソースが不足する人たち、セクターに対するエンパワーメントというところも含めて、まさにこの具体化というのを進めていただきたいなというように思いました。

それからもう1つ取りまとめの本体の方の中で、261ページに図書館等のアーカイブ機関に期待される役割・責務というところの追記をいただきましてありがとうございました。やはり偽・誤情報の対策そもそものところになりますけれども、信頼できる知識の総量というものをデジタル空間にいかにか増やしていくかというのが本来、本丸の取り組みであるといったときに、まさに今非常にこの草の根的にインターネット上にデジタルのしっかりとした知識を提供していこうという取り組みというのは日本全国あるいは世界的にも非



常に広まっているところ、まさにこの枠組みの中にそうした様々な関係者というものをしっかりと巻き込みながら、連携しながら進めていただけることを期待しております。私からは以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。検討会の取りまとめの方、大変お疲れ様でした。11月から多岐にわたる議論に参加させていただきまして、大変勉強になりました。私の方から全体の議論を通じて得た感想を2点ほどお話しできればと思います。まず1点目です。今回の検討会で偽・誤情報が勃発することで不健全や不健康になってきているデジタル空間自体の健全性ないしは健康をいかに取り戻していくかというのが、最も困難な政策課題であると思います。デジタル空間の情報流通の全体像を描き出すだけでも非常に複雑な絵になってしまいますし、しかもリスクは方々で発生し、広告のエコシステムの中で複雑な形で行き交うという状況において、今回の検討会では表層上のリスク、構造的なリスク、加速化リスクに分けて検討を行い、かつ国内・国外の動向を調べて総合的な対策がとりまとめられたことについて、非常に意義の大きいものではないかと感じております。そうした対策を考えるなかで情報伝送プラットフォーム事業者に対してリスク評価やコンテンツモデレーションなどの具体的な措置を含めることが適当という方向性を示されたということに非常に大きな前進があったのではないかと感じているところです。また一方で、対応を検討すべき偽・誤情報の範囲や、違法ではないが有害である情報に対する方策については既にご説明いただいたところですが、表現の自由との調整という観点からの構成員の先生からいろいろなお意見があったところと理解しております。そうした点も含めて、制度的な対応の具体化に当たってはさらなる検討が必要な事項が現時点でも数多く含まれていると思います。具体化までの第一歩を踏み出した段階というところかもしれませんので、今後の取組を気を引き締めて継続しなければならないと感じていることであります。

第2は、プライバシーとの関係の気づきになります。人の認知的特性と被害の深刻化に繋がることとプライバシーの関係を改めて認識させていただいた次第です。報告書の中で私のプレゼンを取り上げていただき感謝申し上げます。フィルターバブル・エコーチェンバーや、アテンションエコノミーという言葉が何度も出てまいりましたが、情報環境における様々なバイアスが問題とされていて、人の判断を歪める、決定権としてのプライバシーが侵害されるという、これは非常に深刻な被害というように受け止めた方がいいと思いますので、その重要性を改めて強調しておきます。そもそも自分のあるべき判断が歪められること

に本人が気づきにくいということもありますし、プライバシー侵害によって個別に被害救済を行うことも手法としては十分とは言えない。個人情報保護法がカバーできる、ないしはできているとも言い難い状況のなかで、情報の偏りに騙されやすい個人自体も、その自律性を適切な形で維持する力を有しているとも言えないだろうと思った次第です。そのような形で、今回の議論は、これまで必ずしも顕在化していなかったであろうプライバシー・個人情報保護法の課題を表に出すという役割を果たしたということで、その点については非常に重要な議論ができたのではないかと考えています。こうした問題状況は、情報伝送における基本理念に加えて、プラットフォーム事業者に具体的な措置を講じるよう求める場面でも十分機能する議論になろうかと考えておりますし、私自身も頭を整理する形で、プライバシー侵害の問題について検討を進めてまいりたいと考えています。感想となりますが以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。奥村構成員、お願いします。

【奥村構成員】 ありがとうございます。まずはこのような会議は私は慣れないものでしたので、運び方の勝手も知らず空気も読まずいろいろな方面にご迷惑をかけたと思います。いろいろ暖かく扱っていただいて、どうもありがとうございました。先ほど申し上げましたけれども、6月の末にボスニア・ヘルツェゴビナで開かれましたGlobalFact 1 1というファクトチェッカーの国際会議に出席してまいりました。そこで得たこと考えたことを共有してご挨拶にかえたいと思います。議論を通じて感じましたのは、現在の日本は他国に比べれば、ミスインフォメーションの被害は比較的マイルドですし、それから国民のリテラシーも高く安定している何と幸せな国かということです。独裁的な政権が嘘を含んだ政治的な主張を展開したり、異議を唱えるファクトチェッカーに物理的な圧力が加わることもないわけです。しかし同時に、偽情報・誤情報にカウンターしていくことは、ファクトチェックの熟練とかメソッドのアップデートが絶えず必要になるわけで、どうしても必要なことです。アメリカ連邦議事堂の乱入事件が起きたように、関東大震災のときに朝鮮人虐殺が起きたようにまさかのときのための準備はやはり怠るべきではありません。日本のように生成AIなどを使いこなすスキルも経済力も全体的に高いところであり、潜在的なリスクはむしろ高まっているかもしれない。対策について総合的に考えていくような本検討会の議論に参加して大いに私も勉強させていただきました。ありがとうございました。しかし、この本検討会の議論を待つまでもなく、ジャーナリズムが自主的にこれを引き受けてもっと進行させなければいけなかったものであり、他国は非常にそれが進んでいるという遅れを感じた

ということで非常に危機感を覚えています。グローバルファクトで強調されていたのはファクトチェックの元々の意味とか意義という原点帰りの議論です。すなわち政治家とかパブリックフィギュアの言動を検証することの重要性、民主主義において人々が事実に基づいた選択をすることの重要性をいかに尊重し、人々と共有し、制度的に守っていくかということ。日本の特殊事情もありますけれども、これまでの政府周辺の一連の議論を見ますと、オンライン上のUGCが大部分のフェイク情報についての脅威だけが過度に強調されてしまってきたという印象も持たざるを得ません。本検討会のデジタル空間における情報の生態系の概念図でも、権力の監視を担う伝統的な報道機関と、本来同等の機能と社会的な責任を負うはずのファクトチェック機関が区別されてしまい、将来どうしていくべきかという方向性も明確に示すことができなかつたのは少し残念にも思っております。またファクトチェックの対象、オンライン上のフェイク情報に重点を置くことで、一部の伝統的なメディアに積極的にミスインフォメーション対策に取り組みなくても良いという口実に利用されているような空気があるということも非常に残念なことだと考えています。伝統的なメディアの大部分がファクトチェックに消極的であるため、日本では数少ないファクトチェック機関に期待が集中するのは致し方ないというところでもありますけれども、長期的に見ればファクトチェックを行う実力ある組織が責任を自覚してもらい、広く熱いメッシュ（網）を作っていくようなスキームをこの検討会でも考えていく必要があると改めて申し上げておきます。ありがとうございました。

**【宍戸座長】** 奥村先生、貴重なご指摘ありがとうございます。それでは落合構成員、お願いいたします。

**【落合構成員】** どうもありがとうございます。私の方も、まずこれまでの広範な論点についての網羅的な取りまとめを頂きましたが、ヒアリング対象先の皆様も含めて、関係者の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回の対策については、現在の情報空間における情報流通に関する構造が極めて複雑な中で、先ほども議論させていただきましたが、技術や様々な啓発活動や、場合によっては消費者団体のような方々、メディアもそうですし、規制だけに限らない総合的な対策が極めて重要なテーマになっていると思っております。どうしてもメディアの報道などの中でもプラットフォームのコンテンツモデレーションや、アーキテクチャの改善を求めるといった消極的な弊害対策を制度面で担保する点について注目が集まりがちではあります。一方でメディアやインフラ事業者なども含めた信頼できる情報発信の振興といったような積極策を

打っていくことも同時に重要になってくるかと思えます。制度面での運用の改善だけではなくて、こういった総合的な対策の継続的改善が極めて重要です。先ほど奥村構成員がおっしゃられたようなメディアによる自発的な奮起もぜひ期待したいところですが、総務省の全体的な対策を考えている中でも、メディアに促していただくことも含めた積極策や、リテラシー向上のような時間はかかるが社会的に見て基礎的な対策の改善も含めて、ぜひ今後も継続的かつ総合的にブラッシュアップをしていただきたいと思います。こういった会議体等を開催することも含めて、しっかりフォローアップを継続していただきたいと思います。以上です。

また、制度面に関しましては、今後議論をされていく中で、広告エコシステムの分析が極めて重要になってくるのではないかと考えております。どうしてもこれからヒアリングをしていく部分もあり、なかなかまだ固まりきらないところではあるとは思いますが、しかし、今後さらにこういったことを行っていくのが、プラットフォームに関する議論と併せた対策としてどうか、これらをしっかり議論して、実効性があるような対策を検討することが必要です。これも、見直しをし続けることが重要だと思えますので、そういう点も含めて議論していければと思っております。

最後に蛇足になりますが、先ほど宍戸先生と森先生がおっしゃられていた犯罪対策の点についてです。国民を詐欺から守るための総合対策の確か24ページ以下などであったと思えますが、詐欺対策として、実行犯に対する適切な科刑の実施であったり、SNS等を通じて実行犯の勧誘行為についても、職業安定法での事例整理をされるなど、様々な刑罰法規についても整備をしていかれる方針も示されていると思えます。そういう状況も伺いながら、ただお互いにインプットし合っていくことが重要だと思えますので、より良い対策をしっかりと議論していければと思っております。以上です。

【宍戸座長】       ありがとうございます。それではクロサカ構成員お願いいたします。

【クロサカ構成員】       私からは2点コメントをさせていただければと思えます。まず全体としてこういった非常に重要かつ我が国においておそらく歴史的な転換点ともいえるであろう検討に参加させていただいていることに感謝申し上げたいと思えます。また事務局の皆様はこれだけの膨大な検討を膨大な報告書にはなりましたが、膨大な形でまとめたいただくということは非常に意味がある、通常であればもっとわかりやすく圧縮してみたいことになるかと思えますが、この問題はそんなに簡単な話ではありませんので、もうとにかく大量のインプットをきちんと受け止める。読めないのだったら頑張って読んでくれ、つい

てきてくれというようなことを全ての方に共有するべきであろうというように思っておりますので、まず大変な取りまとめをしていただいたことにも感謝申し上げます。

実は今の話が若干伏線ございまして、まず1つ目の論点ですが、偽・誤情報について、これはやはり今回の議論で明らかになったことは、対策は一つではなく総合格闘技で様々なことを組み合わせてやらなければいけないということだと思います。先ほど来ファクトチェックについて様々なご発言がありまして、私も全て尤もだなというように思っておりますが、一方でファクトチェックだけで全ての問題が解決するわけではないということはおそらく関わられている方がむしろ私よりもよくご理解されているであろうというように思います。もちろん私が事務局長として対応しておりますオリジネーター・プロフィールは発信元の検証可能性により良い情報の真正性を高め、結果的に信頼ある状態を目指すというのですが、これもまたこれだけで機能するというわけではない、私自身もそういうつもりではないというように思っています。あるいはディープフェイクの検知といったAIに対する問題をAIで対処するというようなことも含めて、様々なことを組み合わせなければ起きている問題が対処できない。これはなぜかということ、メディアや広告はもちろんですが、それ以外にも例えば自治体であるとか行政であるとか、あるいは公的サービスを提供している事業者であるとか、こういった社会で元々信頼感があるところこそむしろなりすましであるとか、フィッシング的なものの被害者といいますか対象になってしまうわけです。この問題は昔から変わらないので、消防署の方から来ました問題というのは結局デジタル空間で繰り返されている以上、人間の問題でもあるのでやはり総合的に対応する必要があるだろうということが改めて多くの方々に理解されたのではないかとこのように思います。なのでこの検討はさらに続けていくべきであろうというように思います。

二つ目の論点ですが、これも手短に先ほど宍戸先生、森先生が御指摘であった広告に関してですけれども、まさに広告に関してという対象を絞り込んだ上でのものになりますが、私も法律による措置が健全な事業者や健全な商慣行を結果的に守るものになるだろうというように思っております。ここについてはもちろん表現の規制の問題、あるいは営業の自由の問題、ぶつかるところはいくつかあるかと思いますが、それでもなお健全な事業者の健全な経済活動を守ることの価値が非常に大きいということを踏まえて、いわば経済政策の一環としてでもここについては取り組みをするべきではないかというように考えておりますので、ぜひ今後検討を深めていただければというように考えております。私から以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。本日までご出席の構成員のうち5人の方からそれぞれご発言をいただきました。皆さんそれぞれお時間お守りいただいておりますけれども、この後さらに10人の構成員の方から順番にご感想コメントいただきたいと思いますので、繰り返しのようになりますが、1人3分をお願いしますということを改めて申し上げたいと思います。それでは後藤構成員、お願いいたします。

【後藤構成員】 ありがとうございます。私も皆様と一緒に、座長の宍戸先生のご指導、それから事務局の皆さんのご努力に本当に厚く御礼申し上げたいと思います。この取りまとめ案は、いわゆる法制度から広告市場の仕組み、様々なステークホルダーの取り組み状況、それから技術的な課題まで幅広い分析に基づいて、基本理念から各ステークホルダーの責務まで示された内容の豊富さというのは世界的にも胸を張っていいものではないかと思っております。ということで、ぜひその次のステップを途切れない形で議論をしていくことが重要であろうと思います。私の専門から言いますとやはり技術開発、研究開発ですが、その観点から申し上げますと、重要になるのは多様な研究機関や企業関係組織が活用できる共有データ基盤の整備、それとその継続的な運用体制作りだと思っています。それを作ることによってその場を介した研究や技術の融合が進んでいくと。これについては先ほど事務局の皆さんの方から取りまとめ案に一言追加いただいたこともご紹介いただきました。今、専門としておりますサイバーセキュリティにおきましては、マルウェアのデータベースだったり脆弱性のデータベース、事故事例、このようなデータ基盤とその運用組織が研究の実務と両面で鍵となっています。それぞれを自ら抱えている国が世界的にもリーダーシップを發揮しているというのが現状です。残念ながら日本ではそのデータベース作りを慌ててキャッチアップしているところでして、現在は情報の元データに関しましては大部分を海外に依存している状況、つまり情報やデータに関して輸入超過となっている状況です。このような状況の反省を活かして、ぜひ偽情報・誤情報の取り組みに関しましては、自ら共有データ基盤を作り、それからグローバルに様々な研究や実務の活性化に貢献していくと、いい意味でのセキュリティ用語では「水飲み場攻撃」というのですが実は逆でございます、みんなが集まる水飲み場を日本が用意する、その水に集まった人同士が自由にアイデアを出し合って対策技術や取り組みを進めていくというものが必要だと思っています。そういう意味で、データ基盤としましては偽情報・誤情報のデータベースから事故事例のデータベース、それから例えばベースとなるコグニティブセキュリティに関しましては、評価技術ツールやベンチマーク、今後はAIに関するものも必要になってくると思います。また、その運用組織

が重要になってくると思います。運用組織としては、サイバーセキュリティにおきましては、例えばJPCERTのような組織、それから日本CSIRT協会のような組織、そういうものが非常に重要なものとなっております。それに相当する偽情報・誤情報の場合、何なのだろう、特に研究開発・技術開発において何が必要なのだろうという議論をぜひ始めていただいて、日本の国として政府としてそういう水飲み場を作るところにきちんと支援をしていただく、その場でみんながアイデアを出し合える、そういう環境作りを作っていくことは、次のステップとして今回の取りまとめを生かすための取り組みとして重要と考えております。以上でございます。本当にありがとうございました。

【宍戸座長】       ありがとうございました。それでは澁谷構成員、お願いいたします。

【澁谷構成員】       私の方から2点、申し上げさせていただければと思います。1点目は今、後藤先生がおっしゃった点にも非常に近いことですが、やはり現状把握のためにプラットフォーム事業者や関係主体によるデータの開示の必要性というのを改めて感じているところでございます。特に欧米諸国の研究やレポート、それから海外の研究者と議論をするにつきまして、国内の偽・誤情報データの開示状況に関して非常に危機感を感じているところでございます。データ開示でそもそもどんなことが起きているのかという把握することはもちろんですし、例えば未成年の方々への中長期的な影響とか慎重に検討ができることに関しては慎重にデータもしっかり集めなくてはいけないというように考えております。また、プラットフォーム事業者の対応状況を第三者が評価できるような環境を構築して、例えばコンテンツモデレーションによって偽・誤情報削除をしていますというようなお話もございますが、実際にデータを見てみるとやはり残ってしまっているものも少なからず確認できるということで、もちろん完全な削除や完璧な対応というのは難しいのですが、そもそもどのくらいの対応はなされていて、どういう効果があって、どういった客観的に評価できるのか、そしてその対応が意図しているような効果を生み出しているのかどうかというところをそれこそ様々なステークホルダーと一緒に考えるきっかけとしてのデータの蓄積とか収集共有というのが実現できればというように考えております。

2点目に関連しましては、社会全体として総合的な対応の必要性でございます。こちらもデータを見る中で感じているところですが、変化の激しい環境にいかに対応するのか。例えば災害や選挙のときはもちろんですが、その一方でやはりこの平時と非平時というのが非常に連続的であって、平時からしっかりと連続しているということを意識した対応が必要と考えております。またアテンションエコノミーということで、まさにこの時

間をかけて情報を吟味したり立ち止まってみるということ自体が非常に贅沢で難しい、インセンティブがないという環境下にある中でどういように対応するのかということは社会全体、それから市民社会を含めまして1人1人がどこか遠くのリスクというように捉えるのではなくて、自分事として身近なこととして考えるというような仕組み、ある種革新的なイノベティブな対策方法を思いつくくらいな形で連携をしたり、継続的なディスカッションをしていければなというように考えております。最後に宍戸座長を始めまして関係者の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

【宍戸座長】       ありがとうございました。それでは田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】       まず今回のように重要な課題に対して試みにかかれた方の全ての方に心より敬意を表したいと思えます。またこのような参加させていただく機会をいただいたことに感謝申し上げます。検討会を通じて偽・誤情報問題の複雑さと一面的な視点では解決が非常に難しい課題であるということを改めて認識いたしましたし、ステークホルダー間の連携が今後より一層重要になってくるという思いを強くしました。また本検討会でもいくつか情報共有させていただきましたけれども、私が専門とする認知科学の分野でも急速に研究が進展しております。現時点で蓄積されている科学的な知見を社会に引き続き還元していくということを行っていきたいというように思っております。一方でデジタル環境における人の認知的な特性については、まだまだ未解明な部分が多く残されています。社会的な課題解決に資する基礎研究の重要性を改めて認識しておりますし、そういった基礎研究を海外に依存するのではなくて、日本で基礎研究を遂行できる人材をいかに育成して確保していくのかという課題が残されているというように考えております。一研究者としては認知研究の分野内での認知的性質の解明に尽力していきたいというように考えておりますし、その上で偽・誤情報が社会にもたらす負の影響の緩和に向けて引き続き近い領域の方々と連携しながら実証の把握や効果検証という観点から貢献していきたいと考えております。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】       ありがとうございました。それでは増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】       この度の検討会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。消費者・利用者の混乱する現状をお伝えできたこと、様々なステークホルダーの皆様の活動や取り組みを知ることができたことは大変有益でございました。今回の取りまとめにおいて第1章でデジタル空間における情報流通を取り巻く環境の変化では、発信・伝送・受信の各過程における各ステークホルダーの課題という観点から整理されておりました。



て、特にアテンションエコノミーが引き起こす課題への対応のあり方、デジタル空間における情報流通に影響するお金の流れなどのデジタル広告エコシステムに着目して整理されたこと、これはまさしく消費者・利用者に広く知ってもらいたい点だというように思っております。また、様々なステークホルダーによる課題への対応状況においては、本当にたくさん関係事業者や関連団体による発表・ヒアリングをしていただきまして、インターネット上の偽・誤情報の対策の取り組み集もまとめていただきました。これは消費者団体にとっては非常に役立つ有益なものになるというように考えております。特に広告主など情報伝送プラットフォームサービスへの方策の取りまとめ、具体的な対策も示されておりまして、消費生活相談員としては非常に納得感のあるものです。総合的な対策で示されましたように、技術革新により生み出されるリスク・問題に対して技術で対抗するという観点、それからリスク問題に対して利用者の意識向上などを行うといった観点だけではなくて、それらによる対応ではデジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題には十分に対応しきれないということがあることから、制度として社会的なルールを整備するということが念頭に置くという記載は普段から私思っていた点でございますので、今回記載していただいて非常によかったと思っています。今後、普及啓発、リテラシー向上、それからファクトチェックの普及などに微力ながら尽力したいと思いますと同時に、今回の取りまとめをまずは全国の消費生活相談員に周知したいというように考えております。今後、ルールや制度の整備も含めてこの報告書の対策がさらに検討されて実現されることを期待しております。ありがとうございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。それでは水谷構成員、お願いいたします。

**【水谷構成員】** まずは本検討会の取りまとめに際して座長の宍戸先生、それから事務局の皆様、ヒアリングにご協力いただいた事業者の皆様につき、厚く御礼を申し上げたいと思います。2点コメントさせていただければと思っております。1つはやはり本検討会で取り扱っている内容はインターネット上の表現の自由に直結する問題でもありますので、拙速に事を進めるといのはリスクが高いだろうというように思っております。今後も事業者や関係者の皆様からより多角的に意見を伺って、特に報道機関を含めた関係者の方々の協力も得られるように慎重に進めていく必要があるのではないかとこのように思っております。

2点目ですけれども、こちらは私事も入るので恐縮ではあるのですが、ここ数週間の間にFacebookで立て続けに自分の投稿がモデレーションされるという非常に貴重な経験を

しております。何の変哲もない記事をシェアした投稿だったのですが、それがスパムに該当するということで削除されたりしているのですが、幸いなことに再審査を申請したところ、間違いだったということで復活をしております。実は今、4度目がまさにリアルタイムで起こっているのですが、おそらくはエラーによって消されてしまったのではないかと考えております。私は常々モデレーションというのは、AI利用が進んでおり、エラーがつきものだというように思っていますので、これ自体が何か問題だと言うつもりは全くないのですが、ただやはりこれまでFacebookを結構長い間利用してきていて一度もこういうことがなかったもので、私以外でも最近になってこういう同様のエラーが実は起きているのではないかと、もし急にそういったことが起きたとすると、その遠因は何なのかということは気になるころではあります。これは今Facebookさんのお名前を出していますが、別に名指しでどうこうという話ではなくて、Facebookに限らず、どのプラットフォームでも同様のことは起こりうるということだと思いますし、そう考えるとやはりコンテンツモデレーションのシステムに関して、外部から定点観測をしていけるように透明性を確保するというをまさにこの検討会で議論をしてきたわけですが、それはやはり重要だったなというように改めて実感した次第です。私自身は憲法やメディア法が専門で、現代の表現の自由に関しては、環境アプローチとか環境デザインの視点が必要なのではないかという立場からいろいろ意見を言わせていただきましたけども、今回の取りまとめはそうした視点からプラットフォームガバナンスを議論していく上でも、その基盤になるものであると考えております。最も私自身の研究もまだまだ途上ではありますし、特にアメリカの連邦最高裁でソーシャルメディアに関する重要な判決が立て続けに出ておりますので、今後の検討会にてその内容や影響をきちんとフィードバックできるように分析等を自身でも進めてまいりたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

**【宍戸座長】** 水谷構成員、ありがとうございました。水谷構成員と同じサービスで同じような経験を私もちょうど本日したところでございます。ありがとうございます。それでは安野構成員、お願いいたします。

**【安野構成員】** この度は大変貴重な機会をいただきまして、どうもありがとうございます。この検討会に参加させていただきましてことを感謝申し上げます。構成員の皆様のご報告大変勉強になりました。非常にボリュームのある検討会だったと思うのですが、それを丁寧に取りまとめてくださった事務局の皆様、それからフェアで誠実な議事進行を行ってくださった宍戸座長にお礼申し上げます。

私自身は個表の社会調査を用いたユーザーベースの分析を主な方法論としておりますが、特に悪意や目的のある誤情報・偽情報の拡散については、プラットフォームの皆様のご尽力による制度面の対策と国際協調が必要だと改めて感じました。それを踏まえて2点ほど申し上げたいと思います。まず1点目ですが、アテンションエコノミーと誤情報・虚偽情報への対策についてシステムや制度面から具体的な検討が進められつつあることは大変重要な進展だと考えました。個人的には良質な広告とステークホルダーへの関与の着目は非常に重要だと思いました。再生数やアクセス数を判断基準として利益が発生すると、どうしてもアテンションエコノミーの弊害が大きくなります。虚偽情報や誤情報あるいは詐欺の懸念があるサービスには広告を出さない、ステークホルダーがそのリスクを認識するという形で、広告の質を確保した情報流通の健全性確保を求めるということは有効ではないかと考えました。

それから2点目ですが、山口先生の以前のご報告にもありましたが、リテラシー教育が一定の効果を上げるということが期待できるというのは大変朗報だったと思っております。今後、生成AIやディープフェイクなどの技術の向上に伴い、新しいリスクも出てくると思いますが、定期的なアップデート、これは取りまとめでも言及されていましたが、定期的な見直しによってリテラシー向上が図られることが必要だと考えております。ポータルサイトというのも大変良い試みというように思いました。

最後に今後に向けて世論研究者として1点ほど申し上げたいと思っております。ファクトチェック団体の資金計画のところで、世論調査の結果ファクトチェック団体の支援として政府への期待が大きいという結果について、奥村先生から先ほどこの調査結果は政府がファクトチェック資金を出すということをサポート材料とされないかというような懸念が出されました。これは本当に重要な御指摘だと思います。政府がファクトチェックに協力することはもちろん期待されるのですが、政府が主体となってしまうことはやはり問題があります。その取りまとめのすぐ下にファクトチェックの認知度が低いことが出ておりますので、これは注意する必要があるかと考えております。一般論になりますが、今後後続の検討会や類似の検討会でも世論調査が行われることと思えますけれども、世論調査というのは情報が完全に開示されていない、あるいは伝わっていない状況での有権者の判断であるということもあるということは注意していただきたいというように思っております。これは有権者が愚かだということではなく、情報の非対称性もあるということです。有権者の判断は尊重されるべきですし、世論調査に携わる者として政治は世論を無視してはならない

と思っていますが、政治や行政の判断の責任を世論調査に求めてはならないとも思っています。むしろ調査結果をもとにユーザーが現状をどのように認識しているのか、大事な情報の何が伝わっているのかいないのか、それをリテラシー普及啓発運動の材料とできるよう、引き続き検討していくことが重要かと考えております。以上です。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。特に先ほどご指摘いただいた資料25-3-1の修文にあたって、非常に重要な視点を追加でいただいたものと思います。ありがとうございました。それでは山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 まずはこの取りまとめに至るまで多大な作業について事務局並びに座長、座長代理、ヒアリングにご対応いただいた方々、そして各構成員にお礼を申し上げたいと思います。また、私も検討会内外でいろいろとコメントさせていただいたところ、それを真摯に受け止めていただいてご対応いただいたことに深く感謝申し上げます。この偽・誤情報問題というものは近年世界的に大きな力を持ってきておりまして、私の研究では政治家に不利な偽・誤情報についてその政治家を弱く支持する層、つまり人数でいうと最も多い支持層なのですが、そういった方の考えを変えやすいということがわかっております。また、政治だけでなく災害対応とか医療対応に混乱をもたらしたり、経済的困難をもたらしたりしています。そういった偽・誤情報について、対策の方向性の詳細がその根拠とともに示されたということは大変有意義であるというように考えております。

その上で私がこの取りまとめで特に良いと思う点が次の2点です。まず基本理念が示されたということです。どういった社会を目指してそのためにどのような対策が必要なのか考えるべきというように私は常に申し上げてきたのですけれども、そこが明確になったということでよりリアルで実効性が増したものとなったというように考えております。また各ステークホルダーに協力を求めているわけですが、そのステークホルダーが多大なコストを払って対策していくにあたって、かなり納得感が高いものになったというように理解しております。

次に表現の自由が脅かされるリスクを最小限にした状態で、偽・誤情報問題に最大限対処しようとしているところです。スリッパリースロープという問題なども度々私から申し上げているところですが、今日もまた政府とファクトチェック組織の距離感という話もありましたが、法律など政府に強い力を持たせると、仮に現在は適切に運用されても将来的に言論コントロールのリスクとなりうるというところで、全体的にそういったことを避け

ている内容だと私は理解しておりますし、今後もそのような方向性でいるということを願っております。

以上を踏まえて、取りまとめが公表される今後について最後に2点述べさせていただいて終わりにしたいと思います。

第1に、これまでも出ていましたが具体的な実行に移していくということです。各ステークホルダーがどのように問題に取り組んでいくべきかというところがまとめられていますので、それを具体的な実行に移していくにはどうすればよいかということを考えて実践していくということが非常に重要だと思っております。

第2に、全てのステークホルダーがこの問題の改善に取り組んでいくとともに、それを連携させていくというのが不可欠だということを考えております。結局この問題は特効薬がないので、連携というものが極めて重要です。それはステークホルダー間連携もそうですが、そもそも政府の内部で関連する分野が凄く広範囲でAIとかメディアとか教育とかありますのでそれらを担当している部署とか、検討会などとの連携も欠かせないですし、また事業者や業界団体、メディアなどその他のステークホルダーとの連携も不可欠ですし、さらに言うところ国際協力も必要だということを考えております。ですので、そういった連携が進むような仕組みを作っていく、しっかり連携していくということが今後のフェーズでは欠かせないということを考えております。私からは以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】      ありがとうございました。それでは山本健人構成員、お願いいたします。

【山本（健）構成員】      私は今年の2月から本検討会およびワーキンググループに参加させていただきました。私にとっては本格的な政府の検討会の構成員を務めるのは初めてでしたので、親会とワーキンググループを合わせて平均して週に2回程度検討会が開催されるというのが例外的なものなのだとすることに途中まで気づいておらず、政府の検討会というのはこんなに大変なのかとずっと思っていました。例外的な開催頻度となったほどに重要なこの検討会に参加させていただいてありがたく思います。また、この取りまとめを行った宍戸座長、山本主査、構成員の皆様、そして事務局の皆様の労力は計り知れなかったのだろうと感じております。まだ続くと思えますけれども、ひとまずはお疲れ様でした。

簡単に感想・コメントですが、私自身は憲法学者ですので、こういった問題を考える際に基本理念や制度設計において、最高法規である憲法の価値というのが流れ込んでいけばいいと考えておまして、そういった意味で今回の取りまとめ案の中では憲法価値あるいは立憲的・民主主義的価値を踏まえた理念や制度というものがあ程度設計できたのではな

いかと感じております。もっとも、この検討会の中ではやはり従来の表現の自由論、とりわけ国家からの自由を中心としたような表現の自由論では十分に対処できないような問題を扱っておりましたので、どこまで踏み込んだ議論・発言をするべきなのかというのを毎回悩みながら参加していたところです。水谷構成員からも発言があった通り、まさに慎重な検討も必要なところだと思っておりますが、諸外国の状況を見ていると手遅れになる前の対策というのもやはり必要なのではないかと感じておまして、対策や規制の過少と過剰の間で適切な舵取りを行っていかねばならないと感じております。今回取りまとめ案が出ますけれども、こういった困難な課題は、その後も続いていくと思いますので、微力ながら引き続きご協力させていただければと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは山本龍彦座長代理、お願いいたします。

【山本座長代理】 ありがとうございます。おそらく宍戸座長の方がより神経を使う大変な数ヶ月だったと思っておりますけれども、私もWGの主査として大変神経を使う数ヶ月でございました。ただ神経を使ったり疲れが出てくるというのは、こうした制度的検討と申しますか、情報空間の大きな変化を考えていく上で不可欠なものだったのではないかと、やはり我が国の情報空間に大きなインパクトを与えていくものだと思いますし、また情報空間におけるまさに国家の役割にも影響するということですので、しっかり神経を使っていく、全集中していくというのはあってしかるべきだったというように感じております。今回の中間取りまとめ案はそうした努力をしてきた結果だと思っておりますけれども、しかし、それでもなお様々な疑問やご批判もあろうかと思っております。民主主義は言論による批判には徹底して寛容であるべきでありまして、そうした疑問やご批判が存在することがまさに健全な情報空間であると思っております。今後取りまとめ案はパブコメにかかっていくと聞いておりますけれども、ステークホルダーの皆様にはぜひ忌憚なくご意見をいただければと思います。そうしたご意見は仮に全面的に組み入れることができないとしても、その後の議論にしっかりフィードバックしていきたいと思っております。のちのち、ある憲法研究者が主査を務めたあるWGのアウトプットが我が国の情報空間を一層悪化させたのではないかとこのように言われぬように、今後もEUですとか、少し動きのありそうな米国の状況などを踏まえまして、最大限神経を使っていきたいと思っております。引き続き関係者の皆様のご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは最後になります、大変お待たせしまし

た脇浜構成員、お願いいたします。

【脇浜構成員】 専門家の皆さんの知が結集した本当に密度の濃い議論で、正直専門外の方では難しくついていくのがやっとなということもあったのですけれども、末席に加えていただいてありがとうございました。この検討会では情報コンテンツがデジタル空間に出てからあるいは出るときの対策というのを議論していくということで、いろいろな知が集まって具体的な施策というのが出てきたと思います。私の方からは、若干趣旨からは離れているかなということを知りながら、一貫して中長期的な施策として情報コンテンツの制作フェーズについても注目する必要があるのではないかとこのことを述べさせていただきました。制作することができれば、見極める目、メディアリテラシーも身につくしファクトチェックの目というのも養えるというように考えて、微力ながら私も実務家教員として大学でそういったことをやっているわけです。そして制作フェーズに関しては伝統メディアに期待されることも多いと思います。私の出身母体はテレビ局で、テレビ局にも期待されることも多いと考えています。情報空間に流通しているコンテンツの主体というのは、動画、オーディオビジュアル表現ですので、それをずっと行ってきたのはテレビ局であり、誰でもできるようになったとは言いますが、やはり見てもらえるようにわかりやすくしかもそれが取材に裏打ちされた信頼できる情報ということになると、そう簡単に誰でもすぐにできるものではないと思います。テレビ局が今後もデジタル空間に信頼できる情報コンテンツというのをどんどんと流して行ってほしい、流通させて行ってほしいと期待するところではあります。そういう意味では常時同時配信などもいつできるのかなというように思っているところではあります。それから、これは中央からだけではなく、やはり地域からも出ていくべきことだと思いますので、その点で言いますと地方局の経営が厳しいということで、先般異なる放送対象地域での同一放送というのでも認められましたけれども、地域情報が縮小してしまう危惧というのでも個人的には持っているところではあります。ということで、私が紹介させていただいたアメリカの財団のペーパーの中でも、偽情報対策ではローカルジャーナリズムの再興というのが有効ですよという話があったかと思うのですが、今後この国においてもローカルジャーナリズムの再興というものを果たして市場にだけ任せていてできるのかなと、これはファクトチェック団体への公的支援の議論とも通ずるものがあるのですが、そういったところの議論・テーマも早晩向き合っていく必要があるのではないかなというように考えていると最後に申し上げておきます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。構成員の方々から順番に取りまとめ案の公表にあたってご発言をいただいたところでございます。私からも一言申し上げたいと思います。まずはこれまで構成員の方々からもご発言ありましたけれども、オブザーバーの方々を含めてヒアリングにご対応いただいた方々にまずは座長として御礼を申し上げます。また、続きまして構成員の皆様、本当に短い期間に親会は25回、ワーキンググループは32回という非常に頻繁な回数で会合を開かせていただいたことにご対応いただいたことにも御礼申し上げます。特にワーキンググループの構成員を兼ねられた方々、またワーキンググループの主査を務めいただいた山本座長代理には御礼を申し上げたいと思います。このように頻繁に会合を開いてきましたのは、ことが表現の自由、また政府とプラットフォーム事業者と表現の担い手であり受け手であるという人々の間の関係を議論していくという、いわば手探りでまたリスクの高い領域に踏み込んでいくという観点から、普通の役所の検討会であれば例えばこの回数の3分の1ぐらいであるところ、あるいは会合と会合の合間に裏でいろいろな調整が行われるところを、できるだけ公開の場で議論していき情報のインプットまたは構成員間の議論をしていくことがふさわしいと思っていたところでもあります。その分大変な作業ではございましたけれども、また構成員の皆様、オブザーバーの皆様、様々な知見を持つ、役所の会議でよくある、いつものメンバーがいつもの議論しているという感じではない形で、インプット・アウトプットをいただいたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。ただそれでもまだなお十分でないということは当然にあるわけでございまして、今後この取りまとめ案、先ほどご一任をいただきましたけれども、最終的な調整を行った上でこれを確定し、パブリックコメントにかける。そしてプラットフォーム事業者の方々、研究者の方々、メディアの方々、市民の方々、それ以外の様々な方々からできるだけ多くご意見をいただいて、またこの検討会の場でそれを議論する、また追加的なご意見を伺うということを進めて、理論的な課題、またこの問題に対する総論的な対策、喫緊の対応が求められている各論的な、場合によっては制度整備に踏み込んだり、具体的な連携の枠組みを作るといった作業に取り組ませていただければと思います。そうなりますと構成員の皆様、また事務局の方々に引き続き大変なご負担をおかけするわけでございますけれども、どうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議事は以上となりますが、事務局より連絡事項でございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては別途事務局からご連絡差し上げるとともに総務省ホームページに開催案内等を掲載させていただきます。以



上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。先ほど来、申し上げますように、取りまとめ案がパブリックコメントにかかる際には構成員、オブザーバーの皆様、様々なところにごういうのあるよと、どんどん意見を出して、批判をしてと扱っていただければと思います。それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第25回およびワーキンググループ第32回の合同会合を閉会とさせていただきます。本日も活発なご議論いただき誠にありがとうございました。